

平成 2 8 年定例会
予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会
提出資料

○ 議案補充説明

- I 平成28年度当初予算について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・議案第20号「平成28年度三重県水道事業会計予算」
 - ・議案第21号「平成28年度三重県工業用水道事業会計予算」
 - ・議案第22号「平成28年度三重県電気事業会計予算」
- II 平成27年度2月補正予算について・・・・・・・・・・・・ 7
- ・議案第4号「平成27年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）」
 - ・議案第5号「平成27年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）」
 - ・議案第6号「平成27年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）」
- III 平成27年度最終補正予算について・・・・・・・・・・・・ 9
- ・議案第81号「平成27年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）」
 - ・議案第82号「平成27年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）」
 - ・議案第83号「平成27年度三重県電気事業会計補正予算（第4号）」
- IV 「電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」について・・・・・・・・・・・・ 15
- ・議案第28号「電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」
- V 「三重県公営企業の設置等に関する条例及び三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案」について・・・・・・・・ 17
- ・議案第52号「三重県公営企業の設置等に関する条例及び三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案」

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

企 業 庁

Ⅰ 平成28年度当初予算について

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

企業庁は、水と電気の「安全・安心・安定」供給を基本方針とし、「長期経営ビジョン」（平成19～28年度）及びその実行計画である「第3次中期経営計画」（平成27～28年度）を策定しており、平成28年度はその最終年度となることから、これらに掲げる経営目標の実現に向けた着実な事業運営を行うこととしています。

平成28年度は、水道・工業用水道事業において、将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備えるとともに、本格的な施設の更新時期に対応するため、耐震化・老朽劣化対策を実施します。

また、電気事業においては、平成27年4月1日に水力発電所の民間譲渡が完了したことから、水力発電事業の残務整理の平成28年度末終了をめざします。

なお、これらの事業の実施に加え、財務基盤の強化を進めるため、新規企業債の発行抑制に努め、利息負担の軽減を図ります。

2 主な重点項目

(1) 計画的な施設改良の推進

予算額 6,676,688千円

将来にわたり水道用水・工業用水の「安全・安心・安定」供給を実現するためには、管路や浄水場などの施設を効率的に整備し、適切に維持・更新していくことが不可欠です。このため、施設の耐震化を重点的に進めるとともに、老朽劣化対策として電気・計装・機械設備の更新等を実施していきます。

① 耐震化

予算額 1,766,236千円

浄水場等の主要施設や管路の耐震化を行い、大規模地震等による被害の軽減を図ります。

- ・山村浄水場耐震化工事（四日市市）
- ・野代導水ポンプ所耐震補強工事（桑名市） 他

② 老朽劣化対策

予算額 2,576,621千円

管路や設備機器を中心に、効率的に改修や取替等を行い、漏水や故障等による給水障害の未然防止を図ります。

- ・高野浄水場中央監視制御設備改良工事（津市）
- ・導水ポンプ所電気設備改良工事（多気町） 他

③ その他（配水運用の強化等）

予算額 2,333,831千円

新名神高速道路工事に伴う受託工事や配水運用の強化、管路の漏水対策などを行います。

- ・導水・送水・排水管沈下対策工事（四日市市）
- ・あのか配水池築造工事（津市） 他

3 水道事業会計【議案第20号関係】

(1) 予算額

(単位:千円)

項目	平成27年度	平成28年度	増減	備考(主な増減理由)
収益的収入	9,631,682	9,586,630	△45,052	
営業収益	8,684,457	8,650,283	△34,174	給水量の減に伴う給水収益の減
営業外収益	947,225	936,347	△10,878	繰入対象となる企業債利息の減に伴う他会計補助金の減
収益的支出	9,469,466	9,413,940	△55,526	
営業費用	8,532,764	8,570,911	38,147	資産減耗費の増
営業外費用	934,702	841,029	△93,673	企業債利息の減
予備費	2,000	2,000	—	
収益的収支差	162,216	172,690	10,474	
純利益(税抜き)	33,028	46,348	13,320	
資本的収入	1,493,897	1,453,231	△40,666	
出資金	1,062,393	1,011,468	△50,925	出資対象企業債の減
雑収入	431,504	441,763	10,259	工事受託金の増
資本的支出	6,377,605	10,021,893	3,644,288	
建設改良費	2,744,648	2,900,500	155,852	北勢水道改良費の増
償還金	3,632,957	3,121,393	△511,564	企業債償還金の減
他会計貸付金	—	4,000,000	4,000,000	一般会計貸付金の増
資本的収支差	△4,883,708	△8,568,662	△3,684,954	

(2) 債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額
電気設備等改良工事に係る契約	H28～H30	3,098,119
水管橋耐震補強工事に係る契約	H29	4,837
ストレスチェック業務委託に係る契約	H29～H30	238

(3) 主な重点項目

- ① 計画的な施設改良の推進 予算額 2,845,425千円
- ア 耐震化 229,739千円
- ・内径250 耗送水管布設替工事(松阪市) 他
- イ 老朽劣化対策 1,583,563千円
- ・高野浄水場中央監視制御設備改良工事(津市)
- ・導水ポンプ所電気設備改良工事(多気町) 他
- ウ その他 1,032,123千円
- ・導水・送水・排水管沈下対策工事(四日市市)
- ・内径700 耗送水管布設替工事(四日市市) 他

4 工業用水道事業会計【議案第21号関係】

(1) 予算額

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	増減	備考(主な増減理由)
収益的収入	6,090,734	6,138,989	48,255	
営業収益	5,618,591	5,618,795	204	工事補償金の増
営業外収益	472,143	520,194	48,051	退職給付引当金戻入益の増
収益的支出	5,880,605	5,931,256	50,651	
営業費用	5,509,575	5,583,498	73,923	減価償却費の増
営業外費用	369,030	345,758	△23,272	企業債利息の減
予備費	2,000	2,000	-	
収益的収支差	210,129	207,733	△2,396	
純利益(税抜き)	34,034	29,757	△4,277	
資本的収入	1,470,423	1,372,246	△98,177	
補助金	270,000	107,300	△162,700	国庫補助金の減
出資金	1,191,999	1,242,482	50,483	出資対象償還元金の増
負担金	-	22,464	22,464	工事負担金の増
雑収入	8,424	-	△8,424	工事受託金の減
資本的支出	6,498,145	6,215,112	△283,033	
建設改良費	4,335,648	4,061,087	△274,561	北伊勢工業用水道改良費の減
償還金	2,162,497	2,154,025	△8,472	企業債償還金の減
資本的収支差	△5,027,722	△4,842,866	184,856	

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
配水管布設替工事等に係る契約	H29～H32	4,885,100
浄水場耐震化工事に係る契約	H29～H32	3,648,000
取水施設撤去工事に係る契約	H29	11,000
電気設備等改良工事に係る契約	H28～H29	259,026
水管橋耐震補強工事に係る契約	H29	28,825
流量計設置工事に係る契約	H28～H29	137,000
埋設管防護撤去工事に係る契約	H29	1,859
ストレスチェック業務委託に係る契約	H29～H30	156

(3) 主な重点項目

- ① 計画的な施設改良の推進 予算額 3,831,263千円
- ア 耐震化 1,536,497千円
- ・山村浄水場耐震化工事(四日市市)
- ・野代導水ポンプ所耐震補強工事(桑名市) 他
- イ 老朽劣化対策 993,058千円
- ・内径1800 耗制水弁取替工事(桑名市) 他
- ウ その他 1,301,708千円
- ・内径350 耗配水管推進工事(津市)
- ・あのと配水池築造工事(津市) 他

5 電気事業会計【議案第22号関係】

(1) 予算額

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	増減	備考(主な増減理由)
収益の収入	1,970,624	1,382,022	△588,602	
営業収益	1,229,877	1,314,481	84,604	電力料収入の増
営業外収益	336,727	67,541	△269,186	長期前受金戻入の減
特別利益	404,020	—	△404,020	退職給付引当金戻入益の減
収益の支出	2,454,774	1,392,914	△1,061,860	
営業費用	1,819,805	1,339,839	△479,966	P C B 廃棄物処理業務委託の減
営業外費用	566,379	51,075	△515,304	消費税納税見込額の減
特別損失	66,590	—	△66,590	固定資産売却損の減
予備費	2,000	2,000	—	
収益の収支差	△484,150	△10,892	473,258	
純利益(税抜き)	66,739	2,535	△64,204	RDF 242,791千円、水力残務整理 △240,256千円
資本的収入	7,364,095	—	△7,364,095	
固定資産売却代金	7,364,095	—	△7,364,095	水力発電所売却代金の減
資本的支出	1,855,870	1,503,202	△352,668	
建設改良費	1,335	3,202	1,867	備品更新費用の増
償還金	1,454,550	—	△1,454,550	企業債償還金の減
他会計貸付金	399,985	1,500,000	1,100,015	一般会計貸付金の増
資本的収支差	5,508,225	△1,503,202	△7,011,427	

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
RDF焼却・発電施設管理運営委託に係る契約	H28～H32	4,161,885
RDF貯蔵施設運転等管理業務委託に係る契約	H28～H32	299,200
脱塩洗灰処理施設機械設備修理工事に係る契約	H28～H29	16,500
ストレスチェック業務委託に係る契約	H29～H30	54

6 一般会計貸付金について

水道事業会計及び電気事業会計の平成28年度当初予算（案）において、一般会計の財源不足に対応するため、資金を貸し付けることを予定しています。

（1）貸付の基本的な考え方

- ① 一般会計に資金を貸し付けるにあたっては、両事業の収支計画に基づく内部留保資金残高の推移等をベースに、事業運営に支障が生じない範囲で貸付額及び貸付条件を決定しています。
- ② 内部留保資金は、減価償却費や純利益等により会計内部に留保されてきた資金の累計であり、企業庁財務運営方針において、「営業収益（税抜き）の1年分の額」程度を確保すべき保有水準としています。
- ③ 各事業別の状況（見通し）については、以下のとおりです。

【水道事業】

- ・内部留保資金については、建設改良費や企業債償還の財源に充当しており、財務基盤を強化するため、新規企業債の発行を抑制し、ユーザーである市町の利息負担軽減を図っています。
- ・内部留保資金の保有水準とする「営業収益（税抜き）の1年分の額」については、80億円です。（平成28年度当初予算ベース）
- ・平成27年度末の内部留保資金は157億円（最終補正予算ベース）で、平成28年度以降、管路の耐震化や老朽劣化対策等を計画的に進めることにより、貸付期間終了年度（平成33年度末）の内部留保資金は81億円となる見込みであり、財務運営方針に定める保有水準額程度になります。
- ・平成33年度には浄水場耐震化工事が本格化し、新規企業債の発行が必要となることから、平成33年度までに元金均等で貸付金を回収することとしています。

【電気事業】

- ・平成28年度で水力発電事業の残務整理が終了し、平成29年度以降はRDF焼却・発電事業単独での事業運営となり、平成32年度末にRDF焼却・発電事業の終了を予定しています。
- ・平成27年度末の内部留保資金は105億円（最終補正予算ベース）で、水力発電事業譲渡差額金を除くと45億円となり、RDF焼却・発電事業終了年度（平成32年度末）には12億円となる見込みです。
- ・平成29年度以降の事業運営において、RDF焼却・発電施設の主要機器の故障等により一定期間発電停止に陥った場合には、別途修繕費が発生し、収入減等のリスクが見込まれることから、平成31年度までに元金均等で貸付金を回収することとしています。

(2) 貸付額、貸付条件等

会 計 名	水道事業会計	電気事業会計
貸 付 額	40億円	15億円
貸 付 期 間	5年間(内据置1年間) (H29年3月末～H34年3月末)	3年間(据置なし) (H29年3月末～H32年3月末)
返 済 方 法	元金均等返済	
返 済 時 期	元金・利息とも毎年3月末返済	
貸 付 利 率	一般の金利水準や企業債利息等を勘案して決定 (ただし、企業庁の短期資金の運用利率以上が条件)	

貸付金については、地方公営企業法施行令第22条の6第1項で、「確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない」と規定されていることから、適正な利息を付す必要があります。

(3) 参考

貸付金額については、企業庁の財務諸表の中の「貸借対照表(B/S)」において、「投資その他の資産(固定資産)」の「長期貸付金」の勘定科目に表示されます。

なお、「長期貸付金」については、地方公営企業法施行規則第5条第2項第3号及び同法施行規則別表第1号(第3条関係)の勘定科目表に規定されています。

II 平成27年度2月補正予算について

今回の補正予算は、人事委員会勧告に基づく給与改定により、企業庁長及び企業庁職員の給与費を増額するものです。

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額
水道 【議案第4号】	収益的支出	9,410,220	14,594	9,424,814
	資本的支出	5,960,471	-	5,960,471
	小計	15,370,691	14,594	15,385,285
工水 【議案第5号】	収益的支出	5,809,789	9,120	5,818,909
	資本的支出	6,514,985	940	6,515,925
	小計	12,324,774	10,060	12,334,834
電気 【議案第6号】	収益的支出	2,492,324	3,385	2,495,709
	資本的支出	1,781,709	-	1,781,709
	小計	4,274,033	3,385	4,277,418
合計		31,969,498	28,039	31,997,537

Ⅲ 平成27年度最終補正予算について

1 水道事業会計【議案第81号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的収支	収入	9,619,568	△ 32,310	9,587,258	給水収益	△ 41,733
					その他営業収益	6,339
					受取利息	1,398
					他会計補助金	20
					受託工事収益	4,322
					長期前受金戻入	△ 2,642
					雑収益	△ 14
	支出	9,424,814	△ 19,893	9,404,921	原水及び浄水費	23,622
					配水費	△ 36,107
					業務費	△ 3,799
総係費					△ 11,690	
減価償却費					△ 12,058	
資産減耗費					△ 37,941	
支払利息及び企業債取扱諸費					△ 205	
消費税及び地方消費税					54,000	
受託工事費	4,285					
収益的収支差	194,754	△ 12,417	182,337			
純利益 (税抜き)	59,440	33,201	92,641			
資本的収支	収入	1,317,270	8,440	1,325,710	工事受託金	8,440
	支出	5,960,471	△ 303,226	5,657,245	業務設備及び改良費	△ 1,653
					北勢水道改良費	△ 14,530
					中勢水道改良費	△ 209,235
					南勢水道改良費	△ 77,808
資本的収支差	△ 4,643,201	311,666	△ 4,331,535			

【収益的収支】

(収入)

収入についての補正は32,310千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 給水収益 △41,733千円
北中勢水道用水供給事業（雲出川）の使用水量の減
- その他営業収益 6,339千円
岩手県への派遣職員に係る負担金収入の増

(支出)

支出についての補正は19,893千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 配水費 △36,107千円
委託料や動力費等の減
- 資産減耗費 △37,941千円
高野浄水場弁類取替工事の計画変更等による減
- 消費税及び地方消費税 54,000千円
納税見込額の再計算による増

(純利益)

純利益については、収益的収入及び支出の補正により、既決予算に比べ33,201千円増の92,641千円となる見込みです。

【資本的収支】

(収入)

収入についての補正は8,440千円の増額となり、内容は以下のとおりです。

- 工事受託金 8,440千円
中日本高速道路(株)から受託した内径700mm送水管布設替工事の計画変更等による増

(支出)

支出についての補正は303,226千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 中勢水道改良費 △209,235千円
雲出川水管橋伸縮管取替工事等の計画変更による減
- 南勢水道改良費 △77,808千円
ゴム可撓管補強工事（導水ポンプ所）の計画変更等による減

2 工業用水道事業会計【議案第82号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的 収支	収入	6,090,564	△ 27,494	6,063,070	給水収益	11,011
					その他営業収益	△ 19,138
					受取利息	△ 237
					他会計補助金	15
					長期前受金戻入	△ 19,144
					雑収益	△ 1
	支出	5,818,909	△ 146,947	5,671,962	原水及び浄水費	△ 101,469
					配水費	△ 33,446
					業務費	670
					総係費	△ 2,624
減価償却費					△ 12,078	
資産減耗費					△ 30,811	
支払利息及び企業債取扱諸費					375	
消費税及び地方消費税					32,000	
雑支出	436					
収益的収支差	271,655	119,453	391,108			
純利益 (税抜き)	89,894	140,226	230,120			
資本的 収支	収入	1,482,483	-	1,482,483		-
	支出	6,515,925	△ 250,003	6,265,922	業務設備及び改良費	△ 1,041
					北伊勢工業用水道改良費	△ 196,514
					松阪工業用水道改良費	△ 40,628
					中伊勢工業用水道改良費	△ 11,820
資本的収支差	△ 5,033,442	250,003	△ 4,783,439			

【収益的収支】

(収 入)

収入についての補正は27,494千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- その他営業収益 △19,138千円
水道事業が使用している工業用水道施設使用料の減
- 長期前受金戻入 △19,144千円
除却対象資産が減少したことによる減

(支 出)

支出についての補正は146,947千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 原水及び浄水費 △101,469千円
修繕費や動力費等の減
- 配水費 △33,446千円
修繕費や動力費等の減

(純利益)

純利益については、収益的収入及び支出の補正により、既決予算に比べ140,226千円増の230,120千円となる見込みです。

【資本的収支】

(支 出)

支出についての補正は250,003千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 北伊勢工業用水道改良費 △196,514千円
P C管布設替工事の計画変更等による減
- 松阪工業用水道改良費 △40,628千円
新屋敷取水所場内整備工事等の計画変更による減

3 電気事業会計【議案第83号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的収支	収入	3,024,783	△ 24,420	3,000,363	電力料	32,773
					その他営業収益	1,155
					受取利息	177
					他会計補助金	20
					長期前受金戻入	△ 62,411
					雑収益	3,866
	支出	2,495,709	△ 14,172	2,481,537	RDF発電費	△ 3,387
					一般管理費	△ 57,483
					支払利息及び企業債取扱諸費	374
					消費税及び地方消費税	30,000
固定資産売却損					16,324	
収益的収支差	529,074	△ 10,248	518,826			
純利益 (税抜き)	973,916	14,176	988,092			
	うちRDF 1,078,115	うちRDF 37,153	うちRDF 1,115,268			
	うち水力 △104,199	うち水力 △22,977	うち水力 △127,176			
資本的収支	収入	7,364,106	59	7,364,165	固定資産売却代金	59
	支出	1,781,709	△367	1,781,342	業務設備及び改良費	△ 367
	資本的収支差	5,582,397	426	5,582,823		

【収益的収支】

(収 入)

収入についての補正は24,420千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 電力料 32,773千円
供給電力量の増による電力料収入の増
- 長期前受金戻入 △62,411千円
水力発電事業譲渡に係る譲渡対象資産の帳簿価格確定による減

(支 出)

支出についての補正は14,172千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 一般管理費 △57,483千円
委託料や固定資産除却費等の減
- 消費税及び地方消費税 30,000千円
納税見込額の再計算による増

(純利益)

純利益については、収益的収入及び支出の補正により、既決予算に比べ14,176千円増の988,092千円となる見込みです。

なお、事業別の内訳はRDF焼却・発電事業で1,115,268千円の純利益、水力発電事業の残務整理で127,176千円の純損失となる見込みです。

【資本的収支】

(収 入)

収入についての補正は59千円の増額となり、内容は以下のとおりです。

- 固定資産売却代金 59千円
水力発電事業の譲渡対象外資産（無線中継局施設用地）の売却による増

(支 出)

支出についての補正は367千円の減額となり、内容は以下のとおりです。

- 業務設備及び改良費 △367千円
契約額の確定による減

Ⅳ 「電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」について

【議案第28号関係】

1 改正理由

電気事業法等の一部を改正する法律による電気事業法の一部改正に伴い、関係条例の一部を下記のとおり改正します。

2 改正内容

次に掲げる条例の電気事業者に関する規定について、

「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改めます。

(1) 三重県公営企業の設置等に関する条例

(2) 三重県道路占用料等徴収条例

※電気事業法の一部改正（平成28年4月1日施行）の該当部分

【現行】電気事業法第2条第1項第10号

電気事業者 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。

【改正】電気事業法第2条第1項第17号

電気事業者 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者をいう。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

【参考】

○三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第一号関係）

改 正 案			現 行		
（経営内容） 第四条 公営企業の経営内容は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 三重県電気事業			（経営内容） 第四条 公営企業の経営内容は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 三重県電気事業		
施設名	最大出力	供給先	施設名	最大出力	供給先
三重ごみ固形燃料発電所	キロワット 一二、〇五〇	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十七号の電気事業者で電気の供給に関する契約の相手方となつたもの及び三重ごみ固形燃料発電所の存する敷地と同一の敷地内に存する施設の管理者	三重ごみ固形燃料発電所	キロワット 一二、〇五〇	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十号の電気事業者で電気の供給に関する契約の相手方となつたもの及び三重ごみ固形燃料発電所の存する敷地と同一の敷地内に存する施設の管理者

○三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第二号関係）

改 正 案		現 行	
（占用料の減免） 第三条 知事は、次の各号に掲げる占用物件（法第四十条に規定する占用物件をいう。以下同じ。）に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。 一・二 （略） 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号） <u>第二条第一項第十七号</u> に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号） <u>第一百二十条第一項</u> に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び道路横断電話線並びに各戸引込線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。） 四～九 （略） 2・3 （略）		（占用料の減免） 第三条 知事は、次の各号に掲げる占用物件（法第四十条に規定する占用物件をいう。以下同じ。）に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。 一・二 （略） 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号） <u>第二条第一項第十号</u> に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号） <u>第一百二十条第一項</u> に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び道路横断電話線並びに各戸引込線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。） 四～九 （略） 2・3 （略）	

V 「三重県公営企業の設置等に関する条例及び三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案」について

【議案第52号関係】

1 改正理由

多度工業用水道事業の廃止及び北伊勢工業用水道事業の給水計画の改定に伴い、三重県公営企業の設置等に関する条例及び三重県工業用水道条例の一部を下記のとおり改正します。

2 改正内容

(1) 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部改正（第一条関係）

公営企業の経営内容のうち、北伊勢工業用水道の日最大給水量を改め、多度工業用水道の項を削ります。

改正案			現行		
施設名	給水区域	一日最大給水量(m ³)	施設名	給水区域	一日最大給水量(m ³)
北伊勢工業用水道	津市 四日市市 桑名市 他3市3郡	1,000,000	北伊勢工業用水道	津市 四日市市 桑名市 他3市3郡	990,000
(削除)	(削除)	(削除)	多度工業用水道	桑名市	10,000

(2) 三重県工業用水道条例の一部改正（第二条関係）

多度工業用水道料金の経過措置について定めた附則第四項を削ります。

改正案	現行
(削除)	(多度工業用水道料金の経過措置) 4 多度工業用水の使用者に係る当該工業用水の料金については、なお従前の例による。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

【参考】

○三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第一条関係）

改 正 案			現 行		
（経営内容） 第四条 公営企業の経営内容は、次のとおりとする。 一 （略） 二 三重県工業用水道事業			（経営内容） 第四条 公営企業の経営内容は、次のとおりとする。 一 （略） 二 三重県工業用水道事業		
施設名	給水区域	一日最大給水量	施設名	給水区域	一日最大給水量
北伊勢工業用水道	津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡	立方メートル	北伊勢工業用水道	津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡	立方メートル
		一、〇〇〇、〇〇〇			九九〇、〇〇〇
		三八、五〇〇			三八、五〇〇
		五〇、〇〇〇			五〇、〇〇〇
鈴鹿工業用水道	四日市市 鈴鹿市	四、八〇〇	鈴鹿工業用水道	四日市市 鈴鹿市	四、八〇〇
松阪工業用水道	松阪市	三八、五〇〇	松阪工業用水道	松阪市	三八、五〇〇
中伊勢工業用水道	津市	五〇、〇〇〇	中伊勢工業用水道	津市	五〇、〇〇〇
多度工業用水道			多度工業用水道	桑名市	一〇、〇〇〇
三 （略）			三 （略）		

○三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案新旧対象表（第二条関係）

改 正 案	現 行
附 則 1～3 （略）	附 則 1～3 （略） <u>（多度工業用水道料金の経過措置）</u> 4 多度工業用水の使用に係る当該工業用水の料金については、なお従前の例による。